

紹介手数料の払戻金制度について

当社は、紹介した方が自己都合によりご紹介先法人を退職した場合、別途締結する「採用決定に関する覚書」に記載する勤務開始日から起算し、ご紹介先法人に下記の割合で払戻する制度を設けています。

- ・ 1ヶ月未満の退職の場合 : 紹介手数料の 80%
- ・ 1ヶ月以上2ヶ月未満の退職の場合 : 紹介手数料の 60%
- ・ 2ヶ月以上3ヶ月未満の退職の場合 : 紹介手数料の 40%
- ・ 3ヶ月以上4ヶ月未満の退職の場合 : 紹介手数料の 20%

(消費税込み)

株式会社 福祉工房